

3月18日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年3月18日(月) 午前9時02分～午前11時24分 第1委員会室
- 出席議員 奥田伸行、尾嶋準一、中山功一、河本文哉、蓑原美百合、斉尾智弘
長谷川昭二、野田秀樹
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 なし
- 執行部職員等 磯江総務課長、藤江町民課長、前田生涯学習課長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (9:02)

○尾嶋副委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより総務教育常任委員会の会議を始めます。最初に委員長挨拶で、それからその後、委員長の進めでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 委員長あいさつ

○奥田委員長

おはようございます。それでは今日は条例8件、陳情1件、その他6月の定例会について、また、視察について審議しますので、慎重審議の方よろしく願います。

ただいまの出席委員は8人です。定足数に達していますので、これより総務教育常任委員会を開きます。

本定例会において、総務教育常任委員会に付託された議案は8件です。また、付託された陳情は1件です。審査については、お手元の日程表に従って行います。

3 審査事項について

(1) 付託議案の審査

○奥田委員長

それでは、日程3、審査事項(1)付託議案の審査に入ります。審査の手順ですが、まず、各議案について質疑を行い、執行部退席後、討論、採決に入りたいと思っております。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

ア 議案第19号、北栄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

初めに、議案第19号、北栄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。長谷川委員。

○長谷川委員

改正前の条例にある北栄町の情報公開審査会を削除して、鳥取県の審査会に諮問することにあるんですけれども、例えば、町民が本人情報の開示をしないよう請求しようとするときというのは、町の受付窓口というのはあるのか、ないのか、直接県の審査会に請求しなければならないのか。それからまた、第三者から開示請求があったときは、開示される本人への通知はあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

最初の手続のほうですけど、条例の中に審査会の設置という文言がなくなりはしましたが、じゃあ、町の職員は何もしないかというのと、そうではなくて、当然、これまでどおり手続の案内ですとか、その辺の仲介というようなところは行うことにしてます。

後段のほうですけど、第三者の方が、ちょっとすみません、もう一度、お願いできますか。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

自分の情報を開示するという第三者から請求があった場合に、開示される情報の本人には通知があるのかどうかっていうことです。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

第三者から、例えば、私の情報を誰かが開示を求められて、私の知らないところで事務処理が済まされてしまうのではないかというようなことだと思いますけど、個人情報っていいますと自分の情報ですし、何ていいますか、私の個人情報を第三者に出すというようなことは基本的にはありませんので、そういう場合は委任状、私の情報、そういう公開の手続をこの人に委任しますみたいなことで、必ずそういうものがあると思いますので、それが、委任状があるとすれば、もう本人さんと委任者との関係は、印鑑とか、そういう話合いが行われていると思いますので、基本的に町からの手続は、第三者の方にはないというふうに今ここで私は思います。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

例えば、自衛隊の入隊勧奨がありますよね。そういう場合に町から対象者の名簿を出すということを多分やっておられると思うんですけども、そういう場合なんかはどうなるんでしょう。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

自衛隊の場合は、法律に基づいて情報開示してよいということになってますので、その情報は、例えば、該当者さんのところにあなたの情報を開示しましたよということは、通知はしません。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、そういうことが事前に察知されて、その本人が開示しないでくださいという請求はできるんですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

申し訳ないです。今回はそういう手続を県に委任するという条例改正ですので、そういうこれまでの手続というものについて、ちょっと私はあまり勉強してこなかった

ということがありますので、また。

○長谷川委員

後でもいいです。教えてください。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

後で回答させていただきます。

○奥田委員長

そのほかに質疑ありますか。蓑原委員。

○蓑原委員

議案書の13ページに改正前と改正後の表が書いてありまして、4のところ、改正前は、北条町情報公開条例（「北栄町」と呼ぶ者あり）すみません、北栄町で（発言する者あり）4項のところですか。以下、情報公開条例というっていうふうに書いてあって、改正後も北栄町情報公開条例って書いてあるんですけど、これは間違いではなく、こうなんですか。鳥取県ではなくって、北栄町になるんですか。改正後のところも北栄町って書いてありますけど。

○磯江総務課長

改正前の。以下「情報公開条例」という。下線部がなくなる。

○野田委員

以下からがなくなる。

○磯江総務課長

以下からがなくなる、以下情報公開条例というというのは、次に、第2条第4項以降に北栄町情報公開条例という名称が出てくるのか、出てこないのかっていうことで決まります。今回は、改正前は2条4項の中に北栄町情報公開条例という名前が出てきて、さらに45条の中で同じものが出てくるので、45条の中では情報公開条例という短縮したものが使われていると。改正後は、2条の中で北栄町情報公開条例があるんですけど、以降にはもうその条例名が出てこないの、そこ以下ってところが削除されているというものでございます。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ありがとうございました。分かりました。

○奥田委員長

ほかにありませんか。

それでは、本案については答弁保留がありますので、後ほど御回答いただけますようによろしく申し上げます。

イ 議案第20号、北栄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

議案第20号、北栄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。中山委員。

○中山委員

13条の中に、新しくつくる部分なんですけれども、最後のほうに当該個人番号カードの暗証番号を入力して申請を行う場合という言葉がありますけれども、私、マイナンバーカードを使ってていつも思うのが、どのパスワードなんだろう、幾つかあって、ど

れなんだろうというの迷うんですけれども、これはどれなのでしょう。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この利用者証明用電子証明書の暗証番号については、4桁の数字の暗証番号です。

○中山委員

以上です。

○奥田委員長

そのほかにありませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

その4桁の数字が今後、必要になるからとか、そういう説明っていいですか、住民の方についていうか、登録者の方への指導っていいですか、そういうのはされているのでしょうか。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この利用者証明用の電子証明書の暗証番号については、マイナンバーカードの交付を受けたときに、それぞれが希望に応じて設定されてるものですので、町としてそれを再周知することはありません。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

再通知っていうか、登録のときにそういう必要があるっていうことは分かっていたのではないのでしょうか。こういう、暗証番号が今後必要になるので大事にしといてくださいとか、そういう説明はどうなのでしょう。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この暗証番号については、今の印鑑登録証の発行だけに限らず、例えば、御本人がe-Taxを使って確定申告される場合とか、あとは、本町については利用はしてませんが、コンビニ交付とかについて常に4桁の暗証番号というのは必要になってきますので、それを印鑑登録証の代わりにということで、再度町民の方に周知することはないです。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ごめんなさいね、ちょっと意図が伝わってなくて。重要なものだということ、今後、必要になりますよというアドバイスはされていたのでしょうか。今後必要ではないかなと思ってるんですけど、周知っていうよりも、必要性を説明するっていうことはどうでしょうか。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

当然、御本人さんが登録される際には、銀行の暗証番号と同じく人に知られてはいけない、それから、いろいろな、マイナポータルとか、マイナンバーカードを利用する場合については必要な数字っていうことは交付の際には十分周知しておりますし、その

ように理解されているというふうに考えております。

○蓑原委員

はい。

○奥田委員長

そのほかにありますか。以上で本案に対する質疑を終わります。

ウ 議案第 21 号 北栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

次に、議案第21号、北栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。長谷川委員。

○長谷川委員

常勤の特別職の増額についてお聞きしたいんですけれども、町長は月額2,000円、それから、副町長、教育長はそれぞれ1,000円ということなんですけれども、この上げ幅の必要性っていうのは、少し疑問が私あるんですけれども、この程度の額であれば現在の給与額にさほど影響はないのかなというふうに思うんですけれども、引上げの理由と算出の根拠についてお聞きをしたいと思うんですけれども。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

引上げの理由、算出の根拠、これは中部の報酬審議会のほうで審議されたもので、私のほうとしては状況を把握しておりません。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

一応、ただ、執行部のほうで提案されるわけですから、その辺は、でも把握していないということはちょっと合点がいかないんですけれども、どういう提案の仕方をするかというのはそれぞれの町の裁量の中でやられると思いますんで、その辺がちょっと問題かなと思いますんで、後でも答弁ができればお願いしたいというふうに思います。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

議事録のようなものがあるのではないかなと思いますので、町村会のほうから確認します。確認して報告させていただきます。

○奥田委員長

そのほかにありませんか。

本案については答弁保留がありますので、後ほど御回答いただきます。

エ 議案第 22 号 北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

次に、議案第22号、北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、会計年度職員の方でも、いろいろと勤務時間によってパートとかフルタイムとかあるんですけど、まとめて、パートタイムの方にはこういう対応っていうのをちょっともう一度説明をいただけませんか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

報酬が月額の方、給料が月額の方については、単純に、職員の例と同じように率を掛けて算定します。日額の方、パートの方は平均の月額、例えば、先月、先々月、3か月ぐらいですかね、平均を見て、その平均額を月額の給料と見て、率を掛けての算定でございます。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

じゃあ、月額の方はもちろん勤勉手当は出るんですけど、日額のパートタイムの方でも勤勉手当が支給されるということですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

今、期末手当の出てる方は、週15.5時間を超える方には期末手当も出てますんで、その方には勤勉手当も併せて支給されると。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

じゃあ、週15.5時間以下の方には出ないですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりです。

○奥田委員長

そのほかにありませんか。中山委員。

○中山委員

すみません、会計年度任用職員という仕組みのこと自体になるのかもしれませんが、会計年度というぐらいですので、4月から6か月以上、6月以上のフルタイムということになると、10月以降、これは3月でリセットされるので、毎年そういうことになるということですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

前年度から引き続きの方については前年度の状況で判断しますので、初年度の方については4月からになりますけど、2年目以降の方は前の、何ていうかな、月も見るということですので、職員と同様でございます。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

ということは、会計年度というんだけど、継続として扱うことができるという、扱うということですね。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

そのとおりです。

○中山委員

ありがとうございます。

○奥田委員長

そのほか。長谷川委員。

○長谷川委員

ちょっとあんまりよく調べてなくて、お聞きしたいんですけれども、会計年度任用職員の場合、一般職の報酬等の引上げなどがあつたら、それに時期を合わせて遡って開始をするっていうようなことが国からは示されていると思うんですけれども、今回は勤勉手当を追加するっていうことで、そういうこととは関係なく新年度から採用するという、そういう理解でいいんでしょうか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

条例が、適用が4月1日からですので、この6月から支給になります。多分、給料改定のようなときの場合の話だと思うんですけど、給料改定の場合、いつ適用するかによって変わってくるんですけど、町の職員は、大体給料が上がる場合は4月に遡って適用日を設けます。そうすると、4月に遡って給料表が変わってくるので、期末手当も勤勉手当も影響して上がるというようなことになるので、職員と同じような形になります。

○長谷川委員

分かりました。

○奥田委員長

そのほか。以上で本案に対する質疑を終わります。

オ 議案第 24 号 北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

次に、議案第24号、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。長谷川委員。

○長谷川委員

後期高齢者支援金の課税限度額22万円から24万円に引き上げるということなんですけれども、医療分、介護分合わせた合計額が106万円になるということで、その影響を受ける世帯数、それから影響額、そこに該当する年収はどのくらいの方から該当するのか、その辺についてお聞きしたいというふうに思います。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

あくまでも令和5年度分、今現在での試算ですが、限度額引上げによって超過する世帯数としましては、現行ですと55世帯、改正後については43世帯となるように試算しております。

また、課税額につきましては、限度超過額につきましては、この55世帯分ですが、48万3千4,000円が超過される額となっております。改正後、これは43世帯分ですが、387万3,000円というふうに試算しております。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

該当される方の年収というのは、大体どのくらいからそういう超過の方になるんでしょうか。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

ちょっとそこまでは把握しておりません。また調べさせていただきます。お願いします。

○奥田委員長

そのほかありますか。

以上で本案に対する質疑を終わります。本案は答弁保留がありますので、後ほど御回答いただきます。

カ 議案第 25 号 北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

次に、議案第25号、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

キ 議案第 32 号 北栄町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

○奥田委員長

次に、議案第32号、北栄町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての質疑を行います。長谷川委員。

○長谷川委員

議会のことなんで議会ですって言われるかもしれませんが、8条、9条なんですけれども、町あるいは県の情報公開条例と、それから議会の個人情報保護条例、これが改正された場合、審査の基準というものがそれぞれ合わない、ずれるというようなことが生じた場合の処理というのはどういうふうにするのか、どの条文を読み取ればいいのか教えてください。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

改正される前の通知の中で、それをしてもいいのか、改正をすることによって県と町の手続が変わってきたりするっていうようなことがあるとすれば、その通知の中でどちらかがそれは駄目ですよみたいなことになると思いますし、そういうことで疑義が生じたときには、甲乙協議してという10条が適用されて、その中で協議が行われるものだと思います。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そういう協議ですり合わせができなかった場合というのは、その前の条文にあるよう

な県への委託を取りやめるということも可能になるという認識でいいでしょうか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

あくまで委託、受託の関係でございますので、お互いに意見が合わないときには、もうそれは委託を解除するとか、受託をしないとかっていうようなことに当然なると思います。

○長谷川委員

分かりました。以上です。

○奥田委員長

そのほかありますか。以上で本案に対する質疑を終わります。

ク 議案第 53 号 北栄町税条例の一部を改正する条例の制定について

○奥田委員長

次に、議案第53号、北栄町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。ありませんか。

質疑がありませんので、本案に対する質疑を終わります。

○大庭局長

答弁保留が何個かあるんですけど、すぐできますか。

○磯江総務課長

いや、分かりません。議会の議員報酬の改定について、何かペーパーもらっとられませんか。

○大庭局長

ペーパー。

○磯江総務課長

町村会から。町村会から併せて答申があったと思うんですけど。

○大庭局長

1枚、2枚あります。

○磯江総務課長

その中に改正の理由って書いてありますか。

○大庭局長

書いてないです。書いてない。

○磯江総務課長

ないと……。

○大庭局長

今、どういう会話。

○磯江総務課長

そこ、多分同じ会議の中で審査されてます。多分、議員報酬の改定についても同じように理由が必要だと思うんですけど。

○奥田委員長

暫時休憩します。

(9:31～9:37) 【休 憩】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

では、答弁保留の分を後ほど御回答お願いいたします。

○大庭局長

じゃあ、退席してください。

(9:37)【磯江総務課長、藤江町民課長、前田生涯学習課長 退室】

(2) [陳情第9号] 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

○奥田委員長

いいですか。それでは、(2)番の陳情第9号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についての審査に入りたいと思います。

読んでこられたと思いますけど、非常に両方からの考えができるような難しい案件でございまして、皆さんの御意見を。野田委員。

○野田委員

私も何回も、ちょっと意味がよく分からなくてね、結局、この脱退一時金の是正を求める意見書ってということだけでも、結局何だか、どういうふうには是正するのかっていうのははっきり見えんですけど、皆さん、読んでこられてどう思われますか。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

私もどういう意味だろうと思ってネットをずっと探し回ったんですけど、そもそも不公平なのかどうかっていうのが、日本人と比べて優遇されとるという意味にも取れるしね、何かよく主張が分からんですけれども、ただ、主張されてるのが自民党の方の、稲田何とかさんという衆議院議員の方かな、おられるんですけども、その方が国会答弁されてるのが資料にあたりするわけですけども、国のほうの政府のほうの、厚労省ですね、この制度についての経緯というかはあるんですけども、平成7年4月に脱退一時金の創設となってるんですけどね、これ見ると、外国人の場合は、滞在期間が短く、保険料納付が老齢給付に結びつきにくい、要するに年金の受け取りに必要な納付期間に達しないということだろうと思うんですけども、だから、受け取ることができないけども掛けなきゃいけないということ、制度上掛けなきゃいけないということで、それが掛け捨てになってしまったらやっぱり不利益を被るということで、一時金という形で支給するというようなんですけれどもね。この元って何なんだろうな、何でこんなのできたのかなって、こんなのっていうのはちょっとすみません、語弊がありますが、いろいろ探してみると、いわゆるILO、国際、これは労働問題のあれなんですけども、国対国でされてる条約、国連の人権条約とか、そういう人権規約というんですかね、国際人権規約、それでは、いわゆるそういう、どういう立場で入国をしても正式に入国した人はいわゆる社会保障の、国内の人も、日本人も外国人の人も同じように処遇を、待遇を、扱われなければならないというような、そういうことにかなり前からなってるみたいでね、だけん、そういうことからいうと、何か厚労省のそもそもの創設のときの考え方もそうですし、何か差別されとるみたいな話書いてあるんですけども、この陳情には、そうじゃないんじゃないかなって私は思います。むしろ同じように、外国から来た労働者なんかでも日本人と同じように扱われるべきだっていうことの解釈のほうで、そちらのほうに進むほうが重要なんじゃないかなというふうに思って、この陳情はあんまり理解もできないし、採択というのにはちょっと難しいなというふうに私は思いましたけど。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

こういうときほど議員間討議をされたらいかがでしょうか。提案。動議。議員間討議を提案します。

○野田委員

みんなの意見を取りあえず聞いてみないと。討議する前に。

○奥田委員長

ですね。まず、皆さんの意見を聞いてからにしたいと思います。斉尾委員。

○斉尾委員

なぜ議員間討議って言ったかという、討論になってしまうんですね。だから、意見を言うときに、最後に、私は、だから採択、不採択っていうことになりますよね。そうすると、その後の疑問点なり、こういうものが言いにくいと。だから最初、議長が言われたように、どういうことを言われて請願で出てきてるのか、陳情ですね、請願ではなくて陳情ですけど、意味が分からんというようなお話があったんですけど、私も率直にそうだなって。何が言いたいのか分かんないというようなところで、疑問点を解決した中で最終的に採択か不採択かということをお皆さんで議論して、問題点を解決して、最後に結論を出したのが一番いいのかなっていうことを思いましたので、そういうふうに申し上げましたけども、皆さんの意見を聞いてということですので言わせてもらいますけども、地方自治の財政を圧迫しないっていうふうに、しないように制度の是正を強く要請するってあるんですけども、一番下ですね、ここの部分は、生活保護を受ける人が増えると。だから、それによって地方財政を圧迫するっていうふうに言ってるように私には思えるんですけど、地方財政、生活保護の原資っていうのは国からの補助なんですよ。だから、地方財政を圧迫されないと私は思うんです。だから、もともとこの書いてある内容がちょっと北栄町にはそぐわないなっていうことがあります。

外国の方が生活保護を受けるっていうことについては、多分そういう方たちっていうのは永住資格を持っておられると思うんですよ。だから、日本人に、挙手をしたような人たちにそういう資格、生活保護っていうことが制度としてある以上、それは当然受ける権利であって、これに対してとやかく北栄町議会は言う必要ないなと思います。細かく言うと、フリーランスの方と、日本人のそういう方と、あと、外国の雇い止めですよ、外国の方が雇い止めされるっていうことについての比較があるんで、されてるんですけども、これは、外国の方の雇い止めについては、雇っておられる雇主のほうが、何ていうか、ちょっと考えてもらわなきゃいけないと。だから、5年以上たったら正社員にしなきゃいけないから、それは嫌だから辞めてくれ、1回辞めてくれみたいな、また後から雇うからみたいなね、そういうこととこのを多分変えてくれって言ってるような気がするんですけども、これ、国の厚労大臣が検討するって言ってるので、そこに北栄町が踏み込んでそういうことをやれっていうことは、1つには厚労大臣、国の制度でやるべきだと思うし、北栄町が外国の方たちの処遇に対して国に是正をせっていうことにいうと、私としては、北栄町は外国の人に冷たいと思われがち、思われるんじゃないかということがあるので、皆さんの意見をもうちょっと聞いてみないと分かんないんですけども、ここで採択とか不採択っていうのはもう少し延ばしたいなど。最後に、決を採るときに皆さんの意見を聞いて、採択するかどうかっていうのは判断したいなというふうに思います。

○奥田委員長

そのほかの方の意見は。蓑原委員。

○蓑原委員

私もこの意見書を読んで、何か内容も把握しづらくって、いろいろと調べたんですけど、この一時金の是正を求める意見書っていう内容に何かそぐわないような気がしてお

りまして、最初のほうは、脱退一時金を請求することができるのと年金受給資格を喪失する、そうすると、次に、生活保護の支給を受けることになる、脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていない、そういう生活困窮になるから地方財政の負担につながる、最後に、年金制度の改正に向けて必要な検討を行うよう強く要請すると書いてある。何、大阪府議会議長さんなので、やっぱり地方財政の負担っていうところが言いたいのかなと思ってるんですけども、何か意見書のテーマと内容が不一致のような気がしています。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

私、これ、不採択で今はしゃべります。後で議員間討議があるなら、そこで考えが変わるかもしれませんが。理由は、是正の内容が分からないんです、これ。是正してくださいって言ってますけれども、どの部分を是正するのか。例えば、日本人が公的年金から脱退することを認めるところで是正するのか、あるいは外国人が一時金を受け取ることができないというところで是正するのか、そこが分からない中で、ただ是正を求めますということを採用して国に言うのはちょっと無責任かなと思いますので、私は、これは不採択です。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

ちょっと最初に言ったんですけど、長谷川委員は、要は外国人のほうをもうちょっと差別からあれしてっていうような説明で受けたんですけど、私はまた反対かなと思ったりしてね、要は外国人の場合、脱退ができる、一時金をもらえる、それでまた入国したらまた入れる、それから永住権を取った外国人も請求、一時金をもらえることができる、生活に困ったら生活保護をもらえる。だけど日本人は脱退はできない、一時金ももらえない、その辺に何かあるんかなとも思ったりするんですけど、どういうふうには是正せということはないものでね、何かもうちょっと分かりやすくしてあればいいんですけど、物すごくこれ、何回読んでも、ほかの資料出とる、こっちに出とるやつも読んでも意味がつかめんですが。だけん、私の4場合も中山委員と同じ、不採択という格好ですね。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

いいですか。私は、不公平っていうことが現実にはそうじゃないっていう意味で言ったわけですし、外国人にもっとって、そういう意味で言ったわけじゃないです。ただ、人権規約からいうと、そういう責任を日本も負ってるという、同じ扱いをなささいというのを、国内の人と国外の人を同じ扱いをなささいっていうことはあるんですけども、けども、日本は最低限の社会保障という部分と、4項目ぐらいしか条約を批准してないんで、その範囲内での責任を果たすということやってるようでした、生保の問題が出てきましたけども、生保っていうのは、いわゆるこうした外国人の人に対して権利として認めているわけではなくって、いわゆる緊急的にやっぱり保護する必要があるという、外国との関係でね、制度上はないけども手当をしてるという形のようなんです。外国人に対してはね、いわゆる永住権を持たない人に対しては。年金を納めた外国人で10年未満、この一時金の対象になるのは10年未満です。母国への帰国を予定してる場合、老齢年金を受け取れないということになったら不公平だという、そういうことに対しての対応として、この脱退一時金というのがあって、10年以上納めると外国人の方は老齢年金の受給対象になれるんです。別に帰ってもなれる、受け取れるんですけど、日本にいたって。そういうふうになってるようです。だから、この陳情の内容が、何か私も

よく理解できません。だから、別に今のやっтерることが、国がやっтерることが問題だというふうには思いませんけどね。それは改善の余地はあるかもしれないけど、今のところはそういう感じですかね、私の受け止めは。

○奥田委員長

そのほか。尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

自分もあんまり意味がよく分からないんですけども、何か脱退一時金、長谷川委員が言われるように、10年未満の方にそういうあれがあるっていうのは、10年以上掛ければまともに年金はもらえるっていうことで、別に一時金出さんでもいいんじゃないかなと思うんで、不採択でいきたいと思います。

○奥田委員長

河本委員。

○河本委員

漫画とかこの資料とかを見ると、外国人にとってもどっちがお得かどうかよく分からないような、何かこの法律事務所が悪徳みたいに書いてますけど、商売なんでそれも別に、何か制度的に不具合があるなっていうのは、多分そのとおりだとは思いますが、この質問を見ても、見解はどうですか、改善は重要ですね、何か中身がないんで、この法律自体が何かどっちがお得なのかよく分からない上にどうしてほしいっていうのがないので、この意見書ってということに対しては不採択でいいんじゃないかなと思いました。以上です。

○奥田委員長

意見は出そろいましたが。斉尾委員。

○斉尾委員

説明資料の中に、先ほど申し上げたこと以外にも私、気になるところがあるんですけども、脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあると。その中で令和3年度は9万6,000件で、過去10年間の累計は72万件を超えたということで、数字が上がってるんですね。ですけど、この数字ってどのぐらいの影響があるのかなって。多いのか少ないのか全然分からないんですよ。多いとしても、この中で何人の方が再度日本に入国されて、また一時金を受け取って、だから、ダブルで一時金を受け取っておられる方がどんぐらいおられるかということも明確でない中でこのように陳情なのかなってということもあったりしますので、一概には判断できないと思います。ですので、不採択だなと。

○奥田委員長

意見、もう、ほかにないか。

それでは、採択すべきものと思われる方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手（2名）〕

○奥田委員長

不採択とすべきものと思う方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手（5名）〕

○奥田委員長

分かりました。

では、審査結果は不採択とすべきものにします。

委員会の意見としては、どのような意見がよろしいでしょうか。斉尾委員。

○斉尾委員

陳情の意味が不明確。

○野田委員

簡単に言えばそがな感じ。

- 尾嶋副委員長
まあそれだわな。
- 長谷川委員
皆さんそういうふうに言っとられるんで。
- 奥田委員長
ほかに何かありますか。
- 野田委員
難しいな。
- 奥田委員長
改善の余地はあるかもしれませんが、何を改善したらいいかも全然まとまらないっ
ていう。
- 野田委員
どういうふうには是正するもんがええか分からん。
- 奥田委員長
そういうことで。
- 野田委員
分からんわ、これ、難しい。なんだよ意味が分からん、これ。
- 長谷川委員
いがみ合うような不公平って書いてある。
- 野田委員
そうそうそう。日本国民と外国人がいがみ合うって。よう分からん。
- 奥田委員長
陳情の趣旨というより意味が不明確なんですもんね、という意味。
- 長谷川委員
主題は、でも、脱退一時金の是正でしょ。
- 奥田委員長
です、です。
- 野田委員
脱退一時金の是正って言いながら説明で、外国人でも許されるためにつて、これはっ
ていうやなことが書いてあらへんし。よう分からんね、これ。
- 奥田委員長
中山委員。
- 中山委員
政府に対しての、年金制度における外国人への脱退一時金の是正の内容が不明確なた
め。
- 尾嶋副委員長
外国人の。
- 中山委員
政府に対する、ここ、タイトルにある年金制度における外国人への脱退一時金の是正
の内容が不明確なためかどうか。
- 河本委員
いいですね。
- 奥田委員長
政府に対しての、対して。
- 中山委員
政府に対する。

- 奥田委員長
対する。政府に対する年金制度の。
- 中山委員
一番上のタイトル、年金制度における外国人への脱退一時金の是正の内容が不明確。
- 奥田委員長
はい。
- 長谷川委員
どちらが不公平感を感じてるのかっていうのが書いてないしね。
- 奥田委員長
ほかはいいですか。どうですか。
では、委員会意見としては、政府に対する年金制度における外国人への脱退一時金の是正の内容が不明確。なため。大丈夫そうですか。これもう、次。
- 大庭局長
陳情審査が終わったので一回休憩取ってもらって、総務課と町民課が来ますので、そちらのほうを。
- 奥田委員長
では、暫時休憩します。

(10:05～10:06)【休 憩】

(10:06)【磯江総務課長 入室】

ウ 議案第 21 号の答弁保留

- 奥田委員長
では、休憩前に引き続き再開します。
答弁保留の件、磯江課長、お願いします。
- 磯江総務課長
長谷川委員からありました特別職の報酬の額についてです。
まず、1,000円、2,000円とした理由については、人事院勧告の若い方を手厚くという
ようなことで、額の大きい方はそれなりにそれなりにというような、そういう理論に基
づいて1,000円、2,000円になったと。1,000円、2,000円ですので、改正しなくてもいい
のではないかという意見についても当然あったということでございます。何ていいます
かね、決め手になったのは、西部のほうで、もう先行して改正が行われたということも
あって、中部も同じようにというような、そういう議論の結果でございます。
- 奥田委員長
長谷川委員、いいですね。
- 長谷川委員
はい、分かりました。

ア 議案第 19 号の答弁保留

- 磯江総務課長
引き続き、自衛隊の名簿の提供についてです。ほかの町を確認しましたところ、そう
いう申出があった場合には提供しないというような手続がされてますので、北栄町も同
じような手続をしたいと思います。
- 奥田委員長
よろしいでしょうか。
- 長谷川委員

はい、分かりました。

○奥田委員長

ありがとうございました。

○磯江総務課長

よろしいですか。それでは、失礼します。

○奥田委員長

暫時休憩します。

(10:08～10:08)【休 憩】

(10:08)【磯江総務課長 退室、藤江町民課長 入室】

オ 議案第 24 号の答弁保留

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。藤江課長。

○藤江町民課長

長谷川委員から御質問のあったことにつきまして、答弁保留させていただきましたので、こちらで回答させていただきます。

収入となりますと、経費を取る前のこととなりますので、世帯の所得ということで、平均額ですが、1,181万円です。

○長谷川委員

1,181万円ですね。分かりました。

いいでしょうか。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

もうちょっと確認をしたいんですけども、令和5年度の支出分として試算をすれば5世帯が超過の世帯ということだったと思うんですけども、43世帯って言われたのは、今度の令和6年の確定申告を経て予想される世帯数ということなんでしょうか。別な数字なんでしょうか。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

あくまでも令和5年度の今現在の所得で、今現在は後期高齢の限度が22万円ということで、そちらが24万円に引き上がったことを想定して超過になる世帯数です。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

もう一つ言われた43世帯でしたっけ、言われたのはどういう世帯数なんでしょうか。

○奥田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

ですので、まだ現行のままですと、55世帯です。ただし、2万円後期高齢の分の限度額が引き上がったところで、そこの超過する世帯数自体が減りますので、その後の世帯が43世帯というふうに見込んでおります。

○長谷川委員

もう一つ。

- 奥田委員長
長谷川委員。
- 長谷川委員
新しい24万円になったときに43世帯になるという、そういう予測ですよ。そうすると、現在の令和5年度で22万円という今の状況の中で、それが新しくなって、24万円としたら43世帯になるんだけど、そこに行くまでの22万円の方を含めると、もう少し世帯数が増えるということになるんですよ。超過前の、新しい24万円の中での超過前の人も含めると。
- 奥田委員長
藤江課長。
- 藤江町民課長
超過前ですと、現行の55世帯だと認識しております。
- 長谷川委員
分かりました。以上です。
- 奥田委員長
ありがとうございました。
- 藤江町民課長
ありがとうございます。失礼します。

(10:12)【藤江町民課長 退室】

- 大庭局長
そしたら、討論、採決に。
- 奥田委員長
以上をもちまして付託された議案の質疑を終わります。
それでは、ただいまより討論、採決に入ります。
議案第19号、北栄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。
討論がありませんので、採決を行います。
本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。
- 奥田委員長
次に、議案第20号、北栄町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
討論がありませんので、採決を行います。
本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。
- 奥田委員長
議案第21号、北栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び北栄

町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

○奥田委員長

議案第22号、北栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

○奥田委員長

議案第24号、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。まず、原案反対の方の発言を許します。長谷川委員。

○長谷川委員

長谷川です。議案第24号、北栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は、本案の改正内容は、医療分のうち75歳以上の後期高齢者支援金の上限を22万円から24万円に引き上げるもので、医療分と介護分を合わせた保険税合計は106万円となります。これまで、新型コロナウイルスの影響を考慮した2021年度を除き、国保税の上限額は、ほぼ毎年引き上げられています。今、未曾有の物価高騰により、住民生活が深刻な打撃を受けているときであります。被保険者にのみ負担を押しつけるものとなっております。保険財政の安定化は公的負担で図るべきと考えますので、本案に反対をいたします。以上です。

○奥田委員長

次に、原案賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

討論を終わります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（5名）〕

○奥田委員長

挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

○奥田委員長

議案第25号、北栄町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 奥田委員長
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。
- 奥田委員長
議案第32号、北栄町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、討論はありますか。
討論がありませんので、採決を行います。
本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。
- 奥田委員長
議案第53号、北栄町税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますか。
討論がありませんので、採決を行います。
本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。
以上で付託された8議案の審査は全て終了しました。
- 奥田委員長
委員会報告については、どのようにまとめましょうか。委員長に一任か、作成後、確認の場合が必要かなど、あれば。（「委員長に一任」「一任で」と呼ぶ者あり）
齊尾委員。
- 齊尾委員
作成後の確認というのはどういう意味ですか。内容が変わる可能性があるってこと。
- 奥田委員長
そうではないです、そうではないです。そうではない、こういうものだっていうのを皆さんに見てもらう。
- 齊尾委員
変わらないわけでしょ。
- 奥田委員長
変わらないです。
- 齊尾委員
なら、いいんじゃない。
- 奥田委員長
一任で。
- 齊尾委員
委員長に一任で。
- 奥田委員長
では、委員長一任で行いたいと思います。
- 大庭局長
休憩しましょうか。

- 奥田委員長
暫時休憩します。再開は10時35分からにします。

(10:17～10:33)【休憩】

4 協議事項

(1) 6月定例会の調査項目について

- 奥田委員長
休憩前に引き続き、再開します。
4番の協議事項に入りたいと思います。(1)の6月定例会の調査項目についてでございますけど。
- 大庭局長
私からちょっと。
- 奥田委員長
局長。
- 大庭局長
6月の定例会の調査項目についてということで、以前、大きなテーマとかは決めていただいたんですけども、実際、6月の定例会の委員会の際にはどういった内容の調査をして、担当課長を呼んで質問なり状況を報告してもらうかっていうことをある程度決めておかないと、委員会ですることがなくなってしまいますので、その辺を少し話をさせていただきたいのと、あと、いろんな団体と意見交換したいってこともありましたので、例えば教育委員会の委員さん、教育委員さんと意見交換をするっていうことであれば、いつ頃して、どういったテーマですかっていうのもあらかじめ決めていただいたら、教育委員会のほうと調整もしたいと思いますので、そこら辺の話をちょっとしていただけたらと思います。
- 奥田委員長
そのようなことですので。野田委員。
- 野田委員
教育委員会、委員替わったんだったかな、1人替わった、1人かいな。
- 大庭局長
1人替わりました。
- 野田委員
だね。やっぱり替わられたっていうことだったら、4月にやっぱり、替わられたこともあるようだったら、4月ぐらいに、4月中でもええけん、やっぱり意見交換会したほうがいいでないかなは思うんですけども。
- 奥田委員長
斉尾委員。
- 斉尾委員
賛成です。
今回の定例会で小学校のプール改修なんていう話が出てましたよね。実際にどういう状況なのか、皆さん御存じなのかも分かりますけども、今の状況がどういう状況なのかということも見とく必要があらへんかなと思うんですよね。だから、学校関係で大規模改修なんていうような話も出てましたけど、そういうことも現地に行って聞くとかね、そういうのも必要かなと思いますけど。
- 野田委員
本当だね。

○奥田委員長

そのほか何かありますか。蓑原委員。

○蓑原委員

視察も不登校とか未来、魅力ある学校づくりみたいなところで行くんですけど、不登校の部分についても実態を知るっていいですか、そういう部分で議長のほうからも提案が出ています。現場を知ろうっていうか、教育現場を知ろうということがありましたので、やっぱり学校の視察も必要かなと思います。

○中山委員

いいですか。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

先ほど出た意見に賛成です。教育委員会の方と4月中に意見交換会をすること、それから大栄小学校のプール、それから大規模改修の現地調査をすること、それから、不登校と関わるんですけども、スペシャルサポートルームを設置されますので、その状況の確認も必要だと思います。以上です。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

やっぱり議員がそろそろ学校に行くっていうことは、警戒じゃないけどね、もううわっと先生方思いなるでね、それがもう当たり前だよという具合になるぐらい顔出さないな、みんなで。そのほうがいいと思ってる。とにかくみんな、議員は関心持つとるだよということを見せるためには何回も顔を出して、いろんな、理由は何でもなるし、そういった事業開始とかすることも含めて、今、蓑原委員が言われたように、不登校だとか、いじめだとか、そういったことが出るまでに、やっぱりそういった現状どうですかぐらいで話し合いでもしていったらとは思いますが、どうでしょうか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

4月に教育委員会との意見交換会をやる予定で進めたいと思いますし、これ、小学校のプール、予算が通ってから見積りで今年中には直らんってことですかね。どう、今年のシーズンは間に合わない。（発言する者あり）間に合わない。

○長谷川委員

そもそも設計がこれから。

○奥田委員長

ですね。

○野田委員

だけ、設計だけってことになると思いますので、要はどういう現状で変えないけんかというのを見ときたいというか、さっきも斉尾委員がいわれるやぁに、新しい建設中を見つでなしにそういうこと。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

ですから、予算が出るということはそれなりの状況で、改修しないといけないっていうことを執行部が分かっているんだけど、果たして議員が知ってるかどうかっつたら、知ってる人もいるでしょうし、分かんない人もいると思うですわ。そしたら共通認識で、今、こういう状況なんですよっていうことは、今の現状を知って、だから執行部が提案

したんだなっていうことを認識をする必要があるんじゃないかなと思います。

○奥田委員長

じゃあ、この小学校のプールとか大栄小学校の大規模改修ですけど、これ、もし見に行くとしたら、6月じゃ遅いんですかね。どう。局長。

○大庭局長

水が張ってないと。

○奥田委員長

張ってないと。

○大庭局長

状況は分からないと思いますけど。

○奥田委員長

6月はプール開きしてますかね。

○中山委員

6月にしますね。

○大庭局長

なら、6月の定例会の委員会の際に現場に出るっていうことでいいんですかね。学校と日程が合うかどうかっていうのもあるんですけど、定例会中でなくてもいいと思いますけど。

○長谷川委員

今年の夏は、だから学校はまだプールは。

○奥田委員長

プールは使いますね、使うですね。

○大庭局長

まずは、状況の説明だけであれば教育委員会のほうでも十分できると思いますし、PTAの要望でもずっと上がってきてましたし、一度改修工事もしてるので、状況であれば教育委員会でも、まず話を聞いてというのはできると思います。

○奥田委員長

では、4月の教育委員会との意見交換会で一応状況を確認して、もし日程があれば6月の定例会中に学校の方に行って。

○野田委員

やっぱり見ときたいわな。

○奥田委員長

はい。どの部分を大規模改修されるかっていうのも確認してきたいと思いますけど、日程が合えば6月の定例会中で行きたいと思いますけど、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○野田委員

6月は多分行けると思うで。

○大庭局長

いいですか。

○奥田委員長

局長。

○大庭局長

あとは学校との日程次第なので、定例会中に行けないにしても継続調査の申出はずっとしてるんで、いいときに学校の現場を見させていただくということと、あと、4月の下旬の教育委員会との意見交換会ですけど、こちらの方で議題を決めて、こういう内容でしたいですっていう話に持っていかないといけないので、今お聞きしていると、不登

校の対策ですね、スペシャルサポートルームと、教育委員で視察にも行っとられるんで、そこら辺の状況をお聞きすると、あと、ほかにも何か教育委員さんと協議したいことがあれば議題として出しますけども。

○奥田委員長
 蓑原委員。

○蓑原委員
 私は、学力向上のための取組についてちょっと意見交換したらどうかなと思っています。

○奥田委員長
 中山委員。

○中山委員
 休憩をお願いします。

○奥田委員長
 暫時休憩します。

(10:43～10:52)【休 憩】

○奥田委員長
 では、休憩前に引き続き再開します。

4月の教育委員会との意見交換会は、日程は議長の日程見て、事務局と相談していいですかね。

○野田委員
 はい。

○奥田委員長
 局長。

○大庭局長
 そうしましたら、一応4月の下旬あたりで教育委員さんとの意見交換会で、議題としては不登校対策ですね、スペシャルサポートルームの開設も含めて不登校対策と、あと、学力向上の取組、2つでいいですかね。ほかにもまたありましたら言っていただけたらと。

○奥田委員長
 斉尾委員。

○斉尾委員
 スポーツの、部活動の移行ってのが大事になってくるんじゃないか。

○奥田委員長
 現状はね。

○長谷川委員
 子どもが少なくて、1校で組めれんっていう部活があるっていうのは聞きましたから。随分前からそう言われてるので、現状を知りたいですね。

○大庭局長
 そしたらもう一つ、部活動の取組ということも付け加えて、あとは教育委員会のほうの事務局からプールの状況だとか大規模改修の状況だとか、そこら辺もちょっと説明してもらおうというところで、4月の教育委員会との意見交換会の設定をしたいと思います。あとは学校のほうに出向いて先生方との話し合いができればということで、それについても日程のほうは調整をしたいと思います。あと、6月の定例会中に学校の視察、プールの状況だとか大規模改修の様子だとかっていうのも6月の定例会の中でできればという

- ことで。
- 齊尾委員
もう1点。
- 奥田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
通学路の安全点検っていうのを毎年やっておられますが。
- 野田委員
8月。
- 齊尾委員
議員はあんまり、報告を受けるだけで行ってないという現状があるので、やっぱり1年に1回ぐらいは報告あったところ、どういうところなのかっていう確認ぐらいはしたほうがいいじゃないかなと。
- 野田委員
だけど議員は関わってない。
- 齊尾委員
だけど、予算のときに。
- 野田委員
あれ協議会だけな。
- 齊尾委員
予算が上がってきて、それを認めるわけですけね、と思いましたが、どうでしょうか。
- 野田委員
それはいいことだけど。
- 奥田委員長
齊尾委員。
- 齊尾委員
だから、その6月のときでいいですよ。例えば学校の施設を見に行くときに、またそこを絡めてぐるっと回るとかね、そういうことでもいいのかなとは思ってますから、早急にではなくて。
- 奥田委員長
長谷川委員。
- 長谷川委員
通学路の点検で、協議会がやられて、問題があって改善を求められた事項出てからその現場を見に行くっていうのも1つの手じゃないかなと思うんですよね。調査の段階で入るとちょっと協議会の主体性を邪魔しちゃったりなんかすらへんかなっていう、そんな心配はありますけど。
- 奥田委員長
そうですね。通学路のほうは協議会の方で出た事項を確認っていいですか、それからにしましょうか。
- 齊尾委員
それが適切ですね。
- 奥田委員長
その他どうしますか。6月の委員会で所管の課長を呼んで、何か、それは今、分かりませんもんね。今って、今。長谷川委員。
- 長谷川委員
年間のテーマね、この6月の時点で教育委員会との意見交換なんかを通じて探ってい

くっていうことに1つはしたいなというふうに思うんですけども、それまでに何か出ればいいと思うんですけど。やっぱり1年通じて、テーマで研究調査をやっていくっていう、そういうことも1つの議会改革の目標ではないかと思っておりますので。

○奥田委員長

では、6月は。

大庭局長

○大庭局長

そうしましたら、6月、担当課長を呼んで、何か調査だとか状況報告をしてほしいっていうのは、まだこれからでも大丈夫なので、直前でも。資料の準備ができる範囲の時間があれば十分なので、またこれからでも、4月以降でもそれぞれの各課の取組状況、行政報告会でも毎月ありますので、気になるところがあれば6月の委員会のときに再度報告してもらってということで、これからでも大丈夫ですので、それぞれ何か思い当たることがあれば、その都度、委員長のほうにでも言っていただいて、担当課長に説明してもらおうということだと思います。

○奥田委員長

では、6月までの当面は、そのような日程で行かせてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(2) 視察について

○奥田委員長

じゃあ、(2)の視察についてでございますけど、視察先が今3件並んでますけど、日程は、大阪、大阪、徳島。徳島はこれ、結構人気なところですよ、神山高専です。結構行けないか、行けないというか、大阪から徳島に飛ぶっていうのはちょっと。

○野田委員

ちょっと無理だら。

○奥田委員長

大阪の1泊2日、皆さんの御意見ですけど。

○長谷川委員

淡路島の橋通りや別に、そんな離れたところでもないと思うけど。

○奥田委員長

ただ、結構人気なところですよ、中山委員ね、徳島。

○中山委員

そうですね。受け入れてもらえるかどうかってところが。

○長谷川委員

受入れてもらえるってのがあれば問題ないかな。

○奥田委員長

そうそう。だから、行き先決めてから1泊2日とか決めたらいいんですかね。大体2泊の。

○大庭局長

いや、2泊絶対行かないけんっていうことはないのです。

○奥田委員長

そうか。

○大庭局長

行きたいところはどこかで、それだったら1泊でもいいかな、2泊かなで。

○長谷川委員

予算の枠はあるんですか。

- 大庭局長
はい。
- 奥田委員長
どうでしょうか。もう大阪のこの2つは一応確定の方向で。
- 野田委員
まずどうやって、車で行くか。
- 奥田委員長
そうです。
- 野田委員
まず、それぞれ電車で行くなら大阪から徳島へ行くのは難しい、けども、車仕立てで行くなら可能っちゃあ可能だけど。その辺、それは、スーパーはくとで行きゃあ早いけん、それから、あと、あつちは交通もちゃんとしとるけんね、早いけど。
- 長谷川委員
電車で行ったことない、大阪いうのは。
- 奥田委員長
福嶋さん。
- 福嶋主幹
予算上は、2泊の予算を取ってます。行き先にまだアポを取ったり、そういうことはしておりませんので、ある程度、10月ぐらいっていう希望があったと思いますけど、それぐらいで先方に聞いてみて、可能ならバスで3か所を回るっていう案が1つつくれると思いますし、日程がつきそうもなければ1泊で大阪だけとか、そういうふうに案を考えるかなって思います。一番は行きたいところを絞っていただいて、あとは先方との調整次第かなと思います。
- 長谷川委員
もう大体これで絞っていくってことですかね。
- 奥田委員長
あと、名古屋市もね、ちょっと長谷川委員、名古屋市もねっていうか、いや、もし、もうこれで絞るならこれでもいいんですけど、たしか名古屋市も。
- 長谷川委員
最終的にはいつ頃までに絞らんといけないんですかね。
- 奥田委員長
福嶋さん。
- 福嶋主幹
時期としては10月中ぐらいかなっていう案があったと思うんですけど、そしたら9月定例会に視察に行くっていう報告をしますので、それに向けて準備です。6月、7月ぐらいに固めたいなと思います。
あと、確認で、最初の大阪の中学校と高校は、直接その中学校と高校の現場に行くってことですかね。それか教育委員会の話を聞くのか、現地の中学校、高校に行かせてもらうのか。
- 長谷川委員
行政視察って学校は直接受け入れてくれるのか。
- 奥田委員長
いや、学校は受け入れてくれんと思いますけど。行政視察で。
- 斉尾委員
寝屋川市は市役所。
- 福嶋主幹

寝屋川市は、じゃあ、市役所にアポを取るっていうことですね。

○斉尾委員

役場の取組を。

○福嶋主幹

役場の取組、なるほど。

○斉尾委員

ここは不登校をしっかりと市長もやっているとところなので、総務課、教育委員会、教育委員会ではないな、担当課がしっかりと取り組んでるところ、特別に課ができてたんだ、たしかね、そういうとこだったんで。

○大庭局長

監察課で、市長部局に多分あると思います。

○長谷川委員

寝屋川市、どんな取組してる。

○奥田委員長

福嶋さん。

○福嶋主幹

これからアポを取ったりしていくんですけどね、時期が10月っていうことですので、私はまだ動いてなくて、新年度に入ってから、いろいろ先方の方も学校の体制とか、教育委員会の体制や市の体制が決まってくると思いますので、4月に入ってからいろいろ聞いてみたいと思います。

いつもアポを取るときに、目的は何ですかとか、具体的にどこを見られたいですかとか、そういうことを聞かれるので、ちょっと知っておきたくて聞くんですけど、現場を知りたいのか、それか教育委員会で行っている基本方針とか、そういうことを知りたいのかとか、そういうことによってもアポの取り方が変わってくるので、まだ候補として上がってきてるのは、ちょっとぼんやりしてるので、そこをこれから固めていって、それから先方の方に連絡を取っていきたいと思いますので、中身の辺、もうちょっと聞きたいなと思います。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

富田林市の中学校と高校は、コミュニティ・スクールがすごく盛んなところで、行政の後押しもあるんでしょうけれども、地元の企業とすごく密接につながってきてる部分があるんです。地域の活性化に中学生、高校生が関わってるっていう地ですので、その辺を北栄町の中に取り入れることができればいいなっていう思いがあって見させてもらいたい。学校でもいいですし、設置してるのは大阪府立なので、そちらのほうでもいいですし、あとは、もしそこにコミスクで関わられてる方がおられたら、そういう人たちからも話聞かせてもらえたらありがたいなとは思っています。

○福嶋主幹

じゃあ、今の流れで、最初の大阪府立は、できればコミスクの取組を知りたいっていうことでしたら、府のほうにまず聞いてみて、そういった意見交換の場というか、そういう場を設定してほしいっていうふうにお問い合わせいただければいいですかね。

○中山委員

そうですね。

○福嶋主幹

もし現場も、ちょうど見れるようなものとかあったら見せてもらえたらありがたいですっていう感じで、意見交換を主でお願いしてみたらいいですかね。ありがとうございます

ます。

○奥田委員長

寝屋川市。

○福嶋主幹

寝屋川は市でしたね。市の一応取組っていうことで。

○斉尾委員

ええ、そうです。

○福嶋主幹

市のほうに聞いて。

○斉尾委員

ここは教育委員会任せではなくて、市長がいじめによる不登校ゼロを目指すということで、前の市長だとちょっと。要は、私、一般質問でもちょっと言ったんですけど、加害者と被害者というふうに分けて、それで対応してると。だから、今、保護者にしても子どもたちにしても市のほうがそういう対応をするので、いじめはいけないよということ徹底してやってる。なおかつ、毎月アンケートなんかをしながら、担当の課が別にできてて、毎月アンケートやってるのかな。ちょっとでもそういう兆候があると、すぐ対応するというようなことを取り組んでるみたいなんですよね。だから、そういう取組でどのくらい、実際に成果はあったみたいなんだけれど、そういうところも見てみたいなど。

○奥田委員長

福嶋さん。

○福嶋主幹

ありがとうございます。そしたら、寝屋川市はいじめ対策ってということについてで、これも市なり教育委員会の人を取組を伺うっていうことでいいですかね。分かりました。

○奥田委員長

そのほかはないですよ。(発言する者あり) いや、視察先はもうこの……

○斉尾委員

それと、徳島県の神山町については遠いということもあって、どういうふうになるか分からないですけども。これについては、DX、デジタルで取り組むで、ここだったかどうか忘れました、多分、ここだったんじゃないかなと思うけども、全町民にスマホとかタブレットを持ってもらおうと。特に高齢者になると興味を持ってないというので、隣近所に、そういう得意な人に説明、隣の人に説明、得意な人に説明してもらおうというような、地域で広げようってというような取組をやってるユニークなとこだなということ、北栄町も岡本副町長を中心にDXの取組やってますけど、これからはスマホだったり、タブレットが導入できればいいんですけど、その辺のことを導入しながら情報がどんどん流れていく、今回、防災のことも町長は提案してましたけども、防災無線のようなこともやっていくんだってというようなことで、だけど、北栄町はそういうところを、スマホ持ってる人は持ってるだろうけども、要は告知機と併用しながらってことなんだけども、将来的にはもうそういうデジタル機器、こういうものでやり取りしなきゃいけない時代になるんだろうってことは想像できるんでね、今のうちから勉強したほうがええだろうっていうことです。

○奥田委員長

福嶋さん。

○福嶋主幹

じゃあ、神山町はDXの取組について。

○奥田委員長

てっきり神山高専かと思った。中山委員。

○中山委員

神山町行くんだったら高専なんかも面白いんですけども、ここは高齢者が多いところで、実は。共助交通というか、どうやって移動するかっていうことに結構力を入れてるところなので、そこは北栄町に持ってくる、取り入れることができる要素はたくさんあるのかなと思うので、その辺り、DXとの絡みなんですけども、交通のことについて聞かせてもらえたらいいと思います。

○斉尾委員

そうそう。アプリでもって予約できるようなシステムを何か構築しとったやな気がします。だから、蓑原委員の得意分野。

○長谷川委員

予約機能を搭載した住民向けアプリの開発ってなってますね。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

いろんなところの中学校、高校、寝屋川市で、事務局のほうはどこにアポを取って、どういう具合にしたいってことを決めてあげんと、なかなかアポは取りにくいと思うんで、中学校、高校は、なら、コミュニティ・スクールという関係の方と意見交換をする、それから、寝屋川市については行政の方だけ、市役所の方と聞くんか、議員さんと聞くのか、そういうあれをちゃんと決めてあげんと、事務局のほうは取りにくいです。それから、神山町も誰と意見交換するのっていうことを決めてあげんと、と思いますけども。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

今、それで進んでると思うんですけども、神山町の部分は、さっき中山委員のほうからありました神山高専っていうのもちょっと取組がすごい知りたい内容でして、時間的に許せばデジタル化のところで共助交通も含めて、神山高専のことも聞きたいですが、取組を。

○奥田委員長

福嶋さん。

○福嶋主幹

そしたら、神山町は町取組で、主には共助交通、多分ここでも視察の要望が入ってきたらどの課に回すかっていうところが、また先方も困られるところなのでちょっと聞くんですけど、共助交通が主だったら、それを取り組んでいる課があると思うんですけど、そこをお願いすることになると思うんですけど。

○長谷川委員

共助交通ですか。公共交通ってなってる。

○中山委員

公共交通。

○福嶋主幹

公共交通。もうちょっと調べてみて。

○長谷川委員

共助と書いてないけど。官民でっていうことなんで。

○中山委員

官民、そうそう、官民です。

○福嶋主幹

それがどういう課が持っているのか分からないですけど、それを、主軸にするのはその辺りでいいですかね。その辺りと、高齢者が多くてどのように取組がなされているか、DXも絡めて何かそういったことが絡められるようだったらっていうふうにお問い合わせしてみましょうかね。

高専だったら高専に直接お願いしないといけないですよ、また町とは違うので。高専はその町にあるんですね。

○蓑原委員

はい。

○福嶋主幹

高専の中のどんな取組を。

○蓑原委員

魅力化っていうところで、ここは人間の未来を変える学校とかっていうキャッチフレーズで紹介してあるんですけども、15歳からテクノロジーとデザイン、起業家精神を一度に学ぶみたいな形で取り組んでおられるようなので、そこの何か。

○奥田委員長

結構人気のあるところなので、アポは取れるかはちょっとあれですけど。

○福嶋主幹

人気があるのは町のほう。

○奥田委員長

いや、神山高専。

○福嶋主幹

高専も、学校の取組として行かれないなっていう感じですか。

○奥田委員長

高専のほうは、今回の場合はいいかな。

○長谷川委員

高専だもんね、ちょっと。

○福嶋主幹

ちょっと神山町役場のほうを主で聞いてみまして。

○長谷川委員

育英の魅力化と今回ちょっとかけ離れてる取組じゃないかなってね。

○福嶋主幹

そうか、高専だから。そうですね。

○奥田委員長

ここからもうバスで全部行けるんですか。

○福嶋主幹

それも調べてないですけど、もし本気になれば、本気出しますんで。今はごめんなさい。

○長谷川委員

バスの乗り継ぎのないのはやめてよ。

○奥田委員長

分かりました。

○尾嶋副委員長

あっち行ったり、こっち行ったりはかなわんわ。

○斉尾委員

あとはタクシーだ。

○福嶋主幹

一応、貸切りバスの予算も取ってるので、どうにかやりくりはしたいなと思います。
全部バスでもありですか。徳島、大阪を、バスだったらぐるっと回ってオーケー。

○中山委員

構わないです。

○奥田委員長

その方が。

○福嶋主幹

大阪だけだったらスーパーはくと等で往復がいいかなって感じですかね。

○野田委員

もうバスならバスで行った方がええ。

○福嶋主幹

バスならバスでね。

じゃあ、4月以降になりますけど、それぞれアポを取ってみて受入れ状況を確認しながら、それから、何泊ってというのはそこから決めましょうかね。今日はちょっと決め難いかな、もし、本気で徳島に行くなら、もうちょっと日にちがありますので。

○斉尾委員

せっかく徳島に行くんだったら、もう1か所ぐらい何か探してもらえたらなって、似たようなね。頑張ってるって、多分あると思うので。

○野田委員

それすっだったら初日に富田林市と寝屋川市と両方行っちゃわな、難しいんなるで。朝暗いうちから出ないけんだ。

○河本委員

多分、神山町だけでも盛りだくさんですよ、恐らく。

○斉尾委員

ああそう。

○中山委員

神山町、実際に車に乗せてもらったりしたら結構時間かかりますからね。アプリ使わせてもらったりとか。

○斉尾委員

フェリーで行くん。

○長谷川委員

2か所になったら、やっぱり午前、午後ぐらいにせんとね。

○奥田委員長

ですですです。

○長谷川委員

無理でしょうね。あんまり朝からちょっと1つ組むって難しいよね。

○奥田委員長

難しいと思います。

○長谷川委員

移動があるから。

○尾嶋副委員長

難しいだらあ、朝から。

○奥田委員長

それでは。

○野田委員

富田林市からだけん、大東市のほう通っていったら寝屋川市近いと思うんだけど。

- 長谷川委員
朝5時頃出るんですか、ここ。8時頃に向こう着いて。
- 奥田委員長
無理。いいですか。はい、福嶋さん。
- 福嶋主幹
徳島、初日がどっちがいいですか。初日、大阪、最初、徳島、どちらから。希望を聞いていこうかな。
- 長谷川委員
徳島は3時間ちょっとあったら行くけどね。そんなに遠くない。高知よりも近いです。
- 野田委員
そら、初日、徳島にだけにしちゃって、あと移動で大阪に入っちゃうほうが楽なかも分からん。
- 奥田委員長
そうですね、そのほうが楽。
- 福嶋主幹
2日目、大阪2か所または3日目に食い込んでも。
- 野田委員
そうそう。大阪2か所しまって。切りあげたりね。
- 福嶋主幹
近いところから帰ってくるほうが。
- 野田委員
さっき言ったように、初日、暗いうちから出な、初日、大阪、2日、2か所回れんけな。仮に、次の日に大阪1か所行っちゃったら、今度は徳島に行くの遅くなっちゃうけ。
- 中山委員
徳島行ってから大阪行ったほうが。
- 福嶋主幹
初日の午後に徳島に泊まって。
- 野田委員
初日は徳島行って、それでとにかく大阪まで移動しちゃうということだね。
- 福嶋主幹
はい。
- 野田委員
大阪に泊まって、次の日、午前、午後と分けて。恐らく帰ってこれると思うので、1泊。
- 福嶋主幹
できるかどうか、そしたら、そこはまたアポが取れ次第、また相談かけますので。
- 奥田委員長
はい。
- 尾嶋副委員長
時間もあるしな。
- 福嶋主幹
今は1泊なり2泊なり、幅を持たせておきます。
- 奥田委員長
取りあえず徳島行ってから大阪に行くっていう方向でちょっと、はい。
- 野田委員
そのほうがいい、ルートの的には。
- 福嶋主幹

- 調整してみます。
- 奥田委員長
10月ですけど、日程のほうはどうですか。もう向こうの空き、どうしますか。議長の都合ですかね。議長の都合。
- 野田委員
まあ公務は分かっとなるけ。
- 奥田委員長
福島さん。
- 福島主幹
あと、民経も10月を予定していて、そこも4月に入ってからいろいろアポを取っていきたいと思いますので、そことかぶらないところがいいなと思いますので、そこも考えながらで、民経は10月の2週目が第一希望出てるんで。
- 野田委員
そこは外すのか。
- 福島主幹
10月、今から分かっている行けない日があったら、公務以外で、議長の予定とか以外だったら。
- 長谷川委員
今回は執行部の方は、随行はどうなんですか。
- 奥田委員長
事務局。
- 大庭局長
1名しか入れてないので。
- 奥田委員長
2週目が民経が行くらしいんで。
- 尾嶋副委員長
2週目が民経なら、やっぱり4週目。
- 福島主幹
必要に応じては総務課の予算とかで何かやりくりすると思います。でも、公務以外は希望を聞くのやめます。今、聞きません。聞きませんので、縮めます。
- 大庭局長
聞いたら収集つかないもんね。
- 福島主幹
中部の議員研修が10月の11だったかな、何かちょっと入ってきたので、またお知らせしますが、そういうのもあるし。
- 野田委員
議員研修、議長会の。15日。
- 福島主幹
15、そうだそうだ、ありがとうございます。今回はここまでにします。
- 奥田委員長
では、後にまた。
- 福島主幹
後に、はい。
- 奥田委員長
では、視察についてはこれでよろしいですね。
- 尾嶋副委員長

日にちはええか。

○奥田委員長

日にちは今聞かんようにして。

○福嶋主幹

日にちはこれから調整するので、お楽しみに。

○尾嶋副委員長

なるほど。

(3) 閉会中の継続調査申し出について

○奥田委員長

では、(3)の閉会中の継続調査の申出についてでございますけど、案がありますので、3ページに。よろしいですね。

○野田委員

これでいい。

○尾嶋副委員長

する。

○奥田委員長

する、これでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申出をするで、申出をする場合の内容はこれでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

(4) その他

○奥田委員長

では、(4)のその他、ありますか。ないですね。(なし)

5 その他

○奥田委員長

では、5番の大きいその他、何かありますか。(なし)

6 閉会 (11:24)

○奥田委員長

では、以上で3月の総務教育常任委員会を終わりたいと思います。御苦労さまでした。

※この会議録は要点筆記である。